

開発指導用参考資料 (R6. 4. 1～)
(道路のすみ切り)
第36条 政令第29条の2第1項第12号の規定により、道路（歩道がある場合を含む。）が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）又は道路のまがりかどは、角地の隅角に向かい合う対辺の長さ3メートル以上の二等辺三角形の部分を道路に含むすみ切りを設けたものでなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
<解説> 本条は、都市計画法施行令第29条の2第1項第12号の規定に基づき、道路において設置すべきすみ切りの基準を強化するものである。 この場合において、本市では、建築基準法施行令第144条の4第1項第2号の規定を基本とし、ただし書き規定については、やむを得ず両側にすみ切りを設けられない理由（隣接土地所有者の同意が得られない、擁壁、建築物、線路、河川、崖がある等、物理的にすみ切りを築造することが困難等）があるときの代替措置として、接続する箇所で、片側のみに角地の隅角に向かい合う対辺の長さ4.5メートル以上の二等辺三角形の部分を道路に含むすみ切りを設けた場合を許可の対象として扱う。この基準は、すみ切りを両側に設置した場合のすみ切り部分の面積【(3.0×1.5×0.5)×2＝4.5㎡】と同程度以上のすみ切り部分の面積【(4.5×2.25×0.5)×1＝5.06㎡】となるように設定したものである。 なお、すみ切りの設置が「必要がないと認めた場合」とは、交差又は接続する部分への車両の進入が想定されない場合等で、具体的には、区域内に新たに整備される区画街路が区域外の歩行者専用道路に接続し、かつ、当該歩行者専用道路の安全な交通を確保するための措置が講じられている場合などである。
(道路の構造)
第37条 政令第29条の2第1項第12号の規定により、道路の構造は、次に掲げるとおりとしなければならない。ただし、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないと市長が認める場合にあつてはこの限りでない。 (1) セメント・コンクリート又はアスファルト・コンクリートにより舗装すること。 (2) 勾配、側溝等の排水施設その他の道路の構造については、道路法（昭和27年法律第180号）その他関係法令に適合するものとするほか、規則で定める基準によること。
<解説> 本条は、都市計画法施行令第29条の2第1項第12号の規定に基づき、道路の構造の基準を強化するものである。 道路の勾配、側溝等の排水施設、断面構成などの具体的な基準については、道路管理者となる市長の判断によることとし、規則に委任する。ただし、事業者管理になる道路についても、市へ帰属移管される道路の基準と同等に整備されることを目的としている。 また、ただし書の規定の運用については、セメント・コンクリートまたはアスファルト・コンクリート以外の舗装構成（例：インターロッキングブロック、石畳等）にする場合が想定される。
【条例施行規則】
(道路の構造の基準)
第24条 条例第37条第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路の縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないと市長が認めた場合であつて、滑り止めの措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 道路の横断勾配は、2パーセントを標準とすること。 (3) 排水施設は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 原則として、ふた付U型側溝（落ぶた式）又はL U型側溝を道路の両側に設置し、管理のために10メートル以内ごとに一箇所グレーチングふたを設置すること。 イ 概ね20メートルごとに浸透枳を設け、雨水流出の抑制を行うものであること。 ウ 側溝の屈曲部及び暗渠等の接続部分には、溜枳又は浸透枳を設けること。 (4) 前3号に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

規則第24条第4号関係
「市長が別に定める」とは、都市計画法の許可に係る処分行政庁として、開発許可事務上必要となる事務取扱を指すものとする。

(開発事業区域に接する道路)
第38条 開発事業者は、開発事業区域に接する道路の幅員が6メートル未満の場合にあつては、道路の中心線から開発事業区域側に水平距離3メートル（環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと市長が認めた場合は、2メートル）の線まで道路として整備するものとする。この場合において、開発事業者は、道路の構造及び維持管理について市長と協議しなければならない。 2 前項の道路が、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、幅員を6メートル（小区間で通行上支障がないと市長が認めた場合は、4メートル）とするものとする。

<解説>
本条は、開発事業区域が接する道路（以下「前面道路」という。）の整備に関し、開発事業者が努めなければならないことについて規定している。
前面道路の整備については、市長が定める街区道路の整備に関する基準（以下「細街路計画」という。）に従い、6mの幅員を満たすことを原則として、前面道路の中心線から3mの後退を要することとしている。ただし、細街路計画にあたら^{きょうあい}ない狭隘道路については、4mの幅員を満たすために中心線から2mの確保で足りる。整備すべき道路の構造に関しては、道路管理者と協議しなければならない。協議において合意形成が成されなかったものについては、維持管理上の問題として、開発事業終了後において市が移管を受けることができず、自主管理することとなる。なお、都市計画法の開発許可が必要な場合には、開発事業条例とは別に、接する道路に関して、別途基準が設けられており、当該基準に適合させる必要がある。
また、物理的問題として、接道部分に対して双方から後退することが不可能な第2項に該当するような場合にあつては、一方後退により必要幅員を確保するものとする。

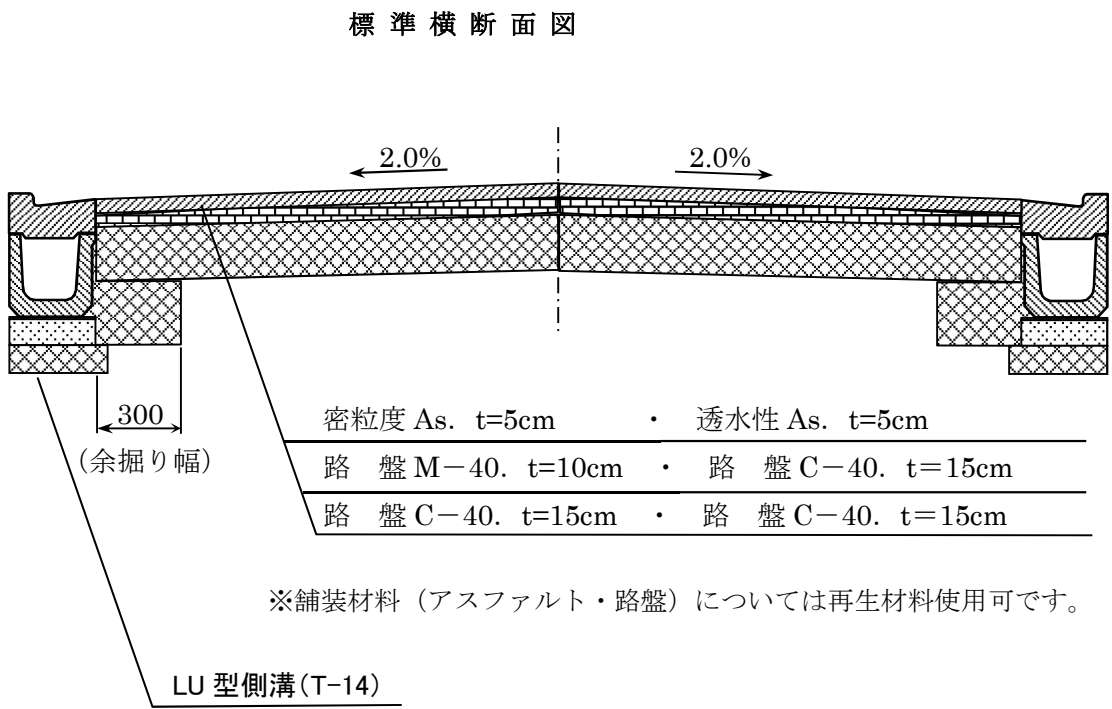
(排水施設)
第39条 開発事業者は、開発事業区域を含む排水区域の流量を勘案して、河川計画及び公共下水道計画に適合した汚水及び雨水の排水施設計画を定め、当該排水施設の整備に関して、市長と協議しなければならない。 2 開発事業者は、開発事業区域内に雨水の貯留、浸透、利用等の機能を有する施設を設け、周辺の区域に支障をきたさないものとする。

<解説>
本条は、開発事業者が開発事業を行うに当たって、排水施設の整備について市長との協議を義務付けること等を規定している。
開発事業者は、河川計画及び公共下水道計画に適合しない排水計画をしてはならない。
公共下水道の供用が開始されている区域においては、当該開発事業区域の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管その他の排水施設を設置しなければならない。また、公共下水道の供用が開始されていない区域においては、開発事業者が施工することにより公共下水道へ接続が可能な場合は、市長との協議により接続を認めることができる。
また、雨水浸透枳、雨水貯留槽などの雨水の貯留、浸透、利用等の機能を有する施設を設置することにより、地域水循環の再生、身近な水資源の確保、快適かつ潤いに満ちたまちづくりの推進及び都市型洪水の防止等の防災性の向上を目指すものとする。

なお、本条の運用において、開発事業区域に対して建築に必要となる面積が著しく小さい建築物の建築の場合（増築における棟別新築の場合等）にあつては、本条の規定をそのまま適用することにより開発事業者に過度な負担を強いることとなり、著しく合理性を欠くと市長が認めたときは、建築に必要となる面積に対して基準への適用を求め、協議の成立とすることも想定される（第41条 敷地内の緑化、第42条 防火水槽の設置についても同様とする。）。

また、建築物の用途のみの変更で外構をそのまま利用する建築行為の場合においても、著しく合理性を欠くと市長が認めたときは、従前のままの排水施設とする協議も想定される。

開発事業区域に接する道路の基準（条例第 3 7 条関係）



道路排水

- 新設道路の両側及び後退部分については、側溝等の排水設備を設けるものとする。
- 側溝の構造については、LU 型側溝（2 4 0 用、T-14）を標準とし、1 0 m 以内ごとに 1 箇所グレーチングを設けるものとする。
 - 側溝については、2 0 m ごとに浸透柵を設けて雨水流出の抑制を行うものとする。
 - 雨水管等の排水施設がある場合は、管理者の許可を得て接続するものとする。
 - 側溝の屈折部及び暗渠等の接続部分には、溜柵または浸透柵を設けるものとする。
 - 設置するグレーチングについては、普通目（T-14、滑止め・騒音低減仕様、クロスバーピッチ 50mm）を標準とするが、周囲の状況により普通目と細目及びバリアフリー対応蓋を使い分けること。

雨水調整池、雨水浸透柵等設置基準（条例第 3 9 条関係）

- 趣旨
大和市開発事業の手続及び基準に関する条例第 2 8 条に定める市長との協議に基づく基準を定める。
- 適用除外
工場跡地や埋立地等で土壌汚染があり、浸透施設によって汚染物質が拡散し、地下水の汚染が予想される場合には、適用を除外する。
- 対策量
対策量とは、対象とする敷地面積において確保すべき雨水流出量をいう。対策量の規模は、降雨強度が 1 時間当り 4 8 mm の際に、宅地内から雨水が流出しないことを目標とし、浸透対象面積、設置場所の状況及び雨水浸透施設等の能力に応じ、複数の施設の設置や各種施設の組合せを検討、選択するものとする。
- 対策量の算定
対策量（雨水流出量）の算出方法は、合理式によるものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

Q : 雨水流出量（ m^3/s ）
f : 流出係数
r : 降雨継続時間における平均降雨強度（ mm/hr ）
A : 開発区域面積（ha）

r : 降雨継続時間における平均降雨強度（ mm/hr ）は次の公式により算定する。

$$r = \frac{5,030}{t + 45}$$

t : 降雨継続時間（min）

○ 雨水調整池、雨水浸透柵等の容量算定

$$V = \frac{1}{360} \times f \times r1 \times A \times 60 \times t$$

V : 雨水調整池、雨水浸透柵等の容量（ m^3 ）
r1 : 降雨継続時間 60 分における平均降雨強度（ mm/hr ）：4 8
f : 開発後の平均流出係数
A : 開発区域面積（ha）

5 流出係数

流出係数は、次のとおりとする。

工 種 別	流出係数
屋 根	0.90
道 路（アスファルト・コンクリート）	0.85
透水性舗装	0.60
芝 地	0.15
樹木の多い公園・緑地	0.15
山 地（山 林）	0.40
間 地（未改良地、田 畑）	0.20

※ 1 平均流出係数は、小数点第2位までとし、第3位を切上げる。

6 雨水浸透施設による浸透量の算出

雨水浸透施設による浸透量の算出は、雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編（社団法人 雨水貯留浸透技術協会 編）に準じる。

尚、土壌の飽和透水係数については、大和市採用係数「0.069」を使用すること。

7 雨水浸透柵、雨水調整池等の対策方法

対策方法は、雨水浸透柵等による対策方法と浸透施設併用雨水調整池による対策方法とする。

雨水浸透柵等による対策方法は、対策量（雨水流出量）以上を浸透することが可能な浸透柵及び浸透トレンチ等とする。

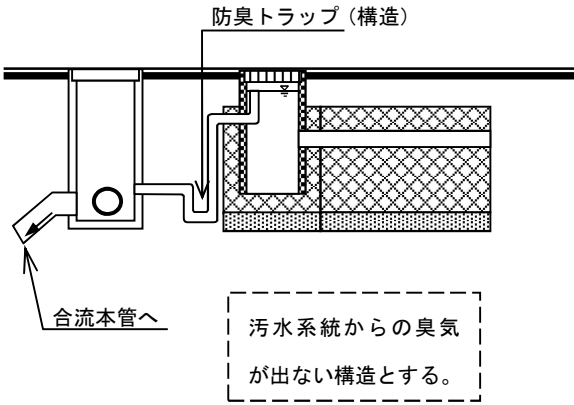
浸透施設併用雨水調整池による対策方法は、対策量（雨水流出量）以上を貯留及び浸透することが可能な浸透施設併用雨水調整池とする。

8 雨水浸透施設の排水施設への接続方法

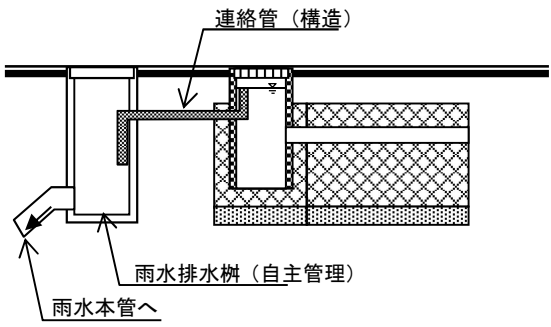
雨水浸透施設を排水設備に接続する場合、次の点に注意する。

- ① 合流地区において排水設備へ接続する場合は、浸透施設へ汚水を逆流しないよう出来るだけ高い位置に接続する。
- ② 合流地区において排水設備へ接続する場合は、下水の臭気が抑制施設から発散しないこと。

i 合流地区（参考図）



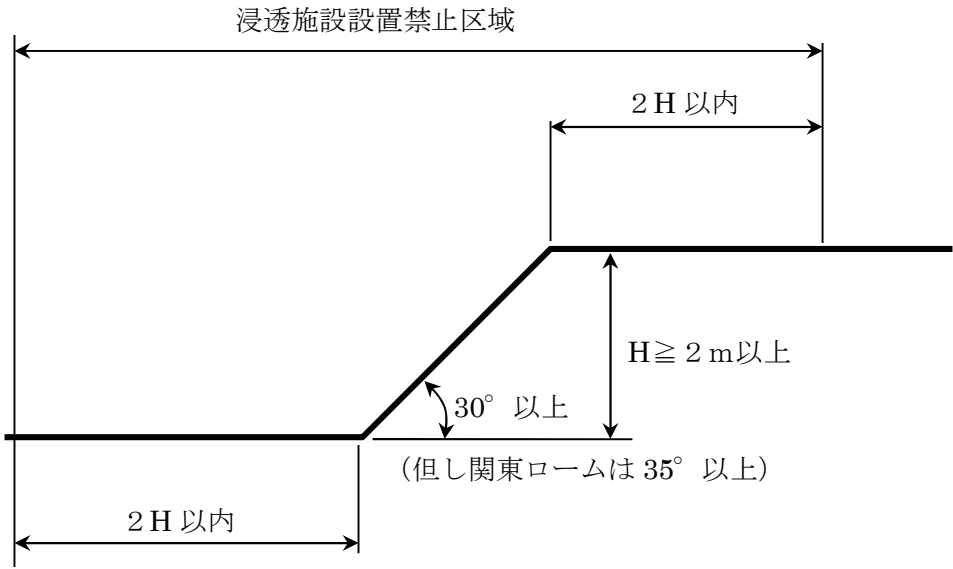
ii 分流地区（参考図）



9 設計・施工上の留意点

- ① 雨水浸透施設の間隔については、近づけると浸透流の相互干渉により浸透量が低下するため、雨水浸透施設間隔は、原則1．5 m以上距離を置くこととする。
- ② 雨水浸透施設の設置位置は、地中での浸透力を高め、浸透水による影響を避けるため、建物の基礎、隣地境界線及び污水管、地中壁面構造等から原則30 cm以上距離を置くこととする。
- ③ 区域内の雨水が浸透施設に流入するように雨水排水設備を設計し、一部の施設に雨水が集中しないように設計すること。
- ④ 雨水浸透施設は、設計降雨強度以上の降雨があった場合には施設からの溢水があるため、溢水の可能性を考慮して施設等を設計すること。
- ⑤ 下記の地域に雨水浸透施設を設置する場合は、雨水浸透施設設置に伴う雨水浸透を考慮した斜面の安定性について事前に十分な検討を実施し、雨水浸透施設設置の可否を判断するものとする。
 - 人工改変地
 - 切土斜面（特に互層地盤の場合や地層傾斜等も含む）とその周辺
 - 盛土地盤の端部斜面部分（擁壁等設置箇所も含む）とその周辺

なお、下図の区域について、雨水浸透施設の設置を禁止するものとし、開発区域内に雨水浸透施設を設置するスペースがない場合は、雨水調整池等貯留施設を検討するものとする。



10 維持管理

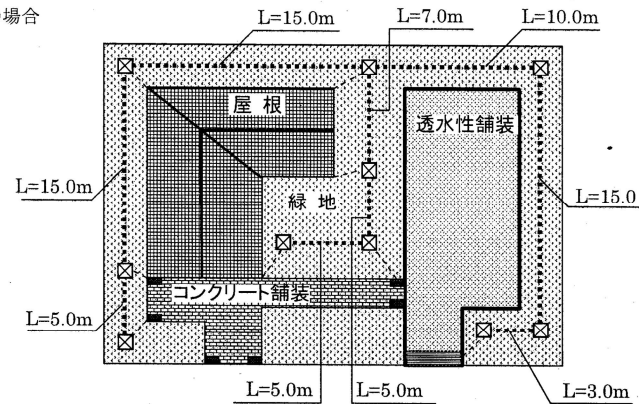
雨水浸透施設等の浸透能力を維持するために、雨水浸透柵等については、定期的に清掃を行うとともに、ますの底に溜まった泥等の除去を行うこと。

11 その他

この基準に定めるもののほか、この基準の施行については必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

雨水流出・処理計算例

共同住宅・事務所・店舗等の場合



1、雨水流出量の算定（例：敷地面積 1,200m²）

平均流出係数を求める

屋根 = 500m² × 0.90 = 450

透水性舗装 = 250m² × 0.60 = 150

コンクリート = 100m² × 0.85 = 85

緑地 = 350m² × 0.15 = 52.5

$$f = (450 + 150 + 85 + 52.5) / 1,200 = 0.6145 \approx 0.62$$

1 時間あたりの雨水流出量(V)の算出

$$V = 1/360 \times 0.62 \times 48 \times 0.12 \times 60 \times 60 = 35.71 \text{ m}^3/\text{hr}$$

流出係数

屋根 : 0.90

透水性舗装 : 0.60

コンクリート : 0.85

緑地 : 0.15

2、浸透施設による処理

浸透樹の処理量: 0.793m³/hr(参考図より)

トレンチ処理量: 0.345m³/hr(参考図より)

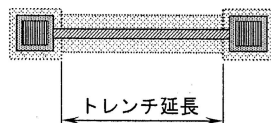
$$\text{トレンチ延長} = (35.71 - 10 \times 0.793) / 0.345 = 80.52 \text{ m} \approx 81 \text{ m}$$

3、処理量の確認

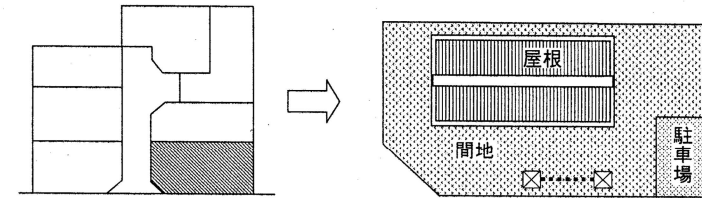
$$10 \times 0.793 + 81.0 \times 0.345 = 35.87 \text{ m}^3/\text{hr} > 35.71 \text{ m}^3/\text{hr} \dots \text{OK}$$

4、その他

施工時の注意: 浸透樹も雨水処理計算にふくまれている場合、トレンチの施工延長に注意すること。



宅地造成の場合



1 宅地当りの算定

1、雨水流出量の算定（例：敷地面積 120m²）

平均流出係数を求める 屋根面積 = 敷地面積 × 建ぺい率

$$= 120 \times 50\% = 60 \text{ m}^2$$

駐車場 = 15m²

間地 = 120 - 60 - 15 = 45m²

$$f = (60 \times 0.90 + 15 \times 0.85 + 45 \times 0.20) / 120 = 0.632 \approx 0.64$$

1 時間あたりの雨水流出量(V)の算出

$$V = 1/360 \times 0.64 \times 48 \times 0.012 \times 60 \times 60 = 3.686 \text{ m}^3/\text{hr}$$

2、浸透施設による処理

浸透樹の処理量 0.793m³/hr(参考図より)

トレンチの処理量 0.345m³/hr(参考図より)

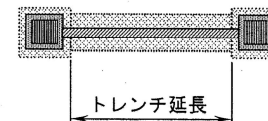
$$\text{トレンチ延長} = (3.686 - 2 \times 0.793) / 0.345 = 6.08 \approx 6.1 \text{ m}$$

3、処理量の確認

$$2 \times 0.793 + 6.1 \times 0.345 = 3.69 \text{ m}^3/\text{hr} > 3.686 \text{ m}^3/\text{hr} \dots \text{OK}$$

4、その他

施工時の注意: 浸透樹も雨水処理計算にふくまれている場合、トレンチの施工延長に注意すること。



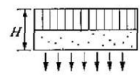
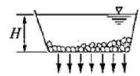
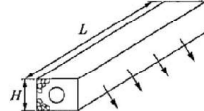
流出係数

屋根 : 0.90

駐車場 : 0.85

間地 : 0.20

表 3-3 (1/3) 各種浸透施設の比浸透量 $[K, \text{および } K_f \text{ 値 (m}^3\text{)}]$ 算定式

施設	透水性舗装 (浸透池)	浸透側溝および浸透トレンチ
浸透面	底面	側面および底面
模式図	  H : 設計水頭 (m)	 H : 設計水頭 (m) W : 施設幅 (m)
算定式の適用範囲の目安	設計水頭 (H) $H \leq 1.5\text{m}$ 施設規模 浸透池は底面積が約 400m^2 以上	$H \leq 1.5\text{m}$ $W \leq 1.5\text{m}$
基本式	$K_f = aH + b$	$K_f = aH + b$
係数	a 0.014 b 1.287 c -	3.093 1.34W + 0.677 -
備考	比浸透量は単位面積当りの値、底面積の広い空隙貯留浸透施設にも適用可能	比浸透量は単位長さ当りの値

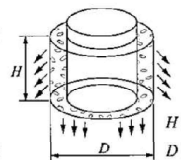
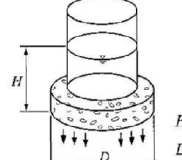
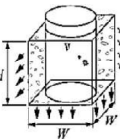
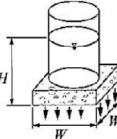
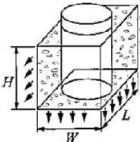
施設	円筒ます			
浸透面	側面および底面		底面	
模式図	 H : 設計水頭 (m) D : 施設直径 (m)		 H : 設計水頭 (m) D : 施設直径 (m)	
算定式の適用範囲の目安	設計水頭 (H) $H \leq 1.5\text{m}$ 施設規模 $0.2\text{m} \leq D \leq 1\text{m}$ $1\text{m} < D \leq 10\text{m}$		$H \leq 1.5\text{m}$ $0.3\text{m} \leq D \leq 1\text{m}$ $1\text{m} < D \leq 10\text{m}$	
基本式	$K_f = aH^2 + bH + c$		$K_f = aH + b$	
係数	a 0.475D + 0.945 b 6.07D + 1.01 c 2.570D - 0.188	6.244D + 2.853 0.93D^2 + 1.606D - 0.773 -	1.497D - 0.100 1.13D^2 + 0.638D - 0.011 -	2.556D - 2.052 0.924D^2 + 0.993D - 0.087 -

表 3-3 (2/3) 各種浸透施設の比浸透量 $[K, \text{および } K_f \text{ 値 (m}^3\text{)}]$ 算定式算定式

施設	正方形ます		
浸透面	側面および底面		
模式図	 H : 設計水頭 (m) W : 施設幅 (m)		
算定式の 適用範囲 の目安	設計水頭 (H)	$H \leq 1.5\text{m}$	
	施設規模	$W \leq 1\text{m}$	$1\text{m} < W \leq 10\text{m}$ $10\text{m} < W \leq 80\text{m}$
基本式	$K_f = aH^2 + bH + c$	$K_f = aH + b$	
係数	a	$0.120W + 0.985$	$-0.453W^2 + 8.289W + 0.753$
	b	$7.837W + 0.82$	$1.458W^2 + 1.27W + 0.362$
	c	$2.858W - 0.283$	-
備考	砕石空隙貯留浸透施設にも適用可能		

施設		正 方 形 ます		
浸 透 面		底 面		
模 式 図		 H : 設計水頭(m) W : 施設幅(m)		
算定式の 適用範囲 の目安	設計水頭(H)	$H \leq 1.5\text{m}$		
	施設規模	$W \leq 1\text{m}$	$1\text{m} < W \leq 10\text{m}$	$10\text{m} < W \leq 80\text{m}$
基 本 式		$K_f = aH + b$		
係 数	a	$1.676W - 0.137$	$-0.204W^2 + 3.166W - 1.936$	$1.265W - 15.670$
	b	$1.496W^2 - 0.671W - 0.015$	$1.345W^2 + 0.736W + 0.251$	$1.259W^2 + 2.336W - 8.13$
	c	—	—	—

施設	矩 形 の ま す		
浸 透 面	側面および底面		
模 式 図	 H: 設計水頭(m) L: 施設延長(m) W: 施設幅(m)		
算定式の適用範囲の目安	設計水頭(H)	$H \leq 1.5\text{m}$	
	施設規模	$L \leq 200\text{m}$, $W \leq 4\text{m}$	
基 本 式		$K_f = aH + b$	
係 数	a	$3.297L + (1.971W + 4.663)$	
	b	$(1.401W + 0.684)L + (1.214W - 0.834)$	
	c	—	
備 考		砕石空隙貯留浸透施設に適用可能	

雨水浸透柵 (道路) Nonscale (500×500、T-14)

雨水浸透柵 (道路) Nonscale (500×500、T-14)

普通目

細目

単粒度4号碎石

砂

透水性シート

30以上

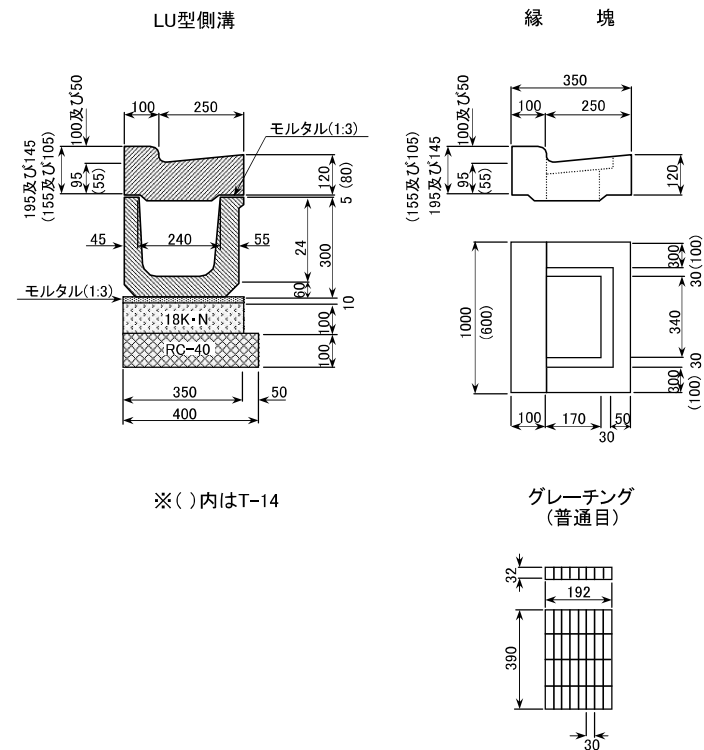
12.5

		本 体			受 梓		
T-14		a	b	h	a	b	h
	普通目	607	607	50	635	630	56
	細 目	594	605	38	622	625	44

①グレーチング蓋は、普通目(T-14、滑止め・騒音低減仕様、クロスバーピッチ50mm)を標準とするが、周囲の状況により、普通目と細目及びバリアフリー対応蓋を使いわけること。

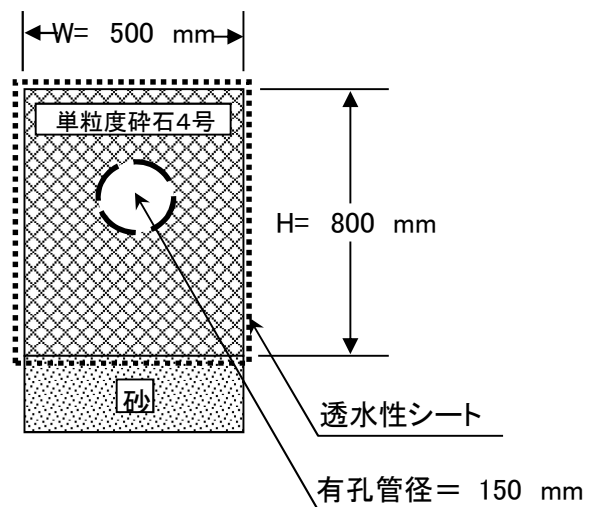
②グレーチング蓋は、ヒンジ付きとする。

LU型側溝(街渠用240 T-14、T-25) Nonscale



- ①U型ブロックの目地間隔は、5mmを標準とする。
- ②縁塊はグレーチング蓋及び鎖で1組とする。
- ③10mに一箇所、縁塊を設ける。
- ④グレーチング蓋は、普通目(T-14、滑止め・騒音低減仕様、クロスバーピッチ50mm)を標準とするが、周囲の状況により、普通目と細目を使いわけること。

雨水浸透施設(トレンチ)



※雨水浸透施設技術指針(案)より

基準浸透量(Q)

$$K=a \cdot H+b$$

$$K=3.093 \times 0.80 + 1.347 \\ = 3.8214$$

※ $H \leq 1.5m$

$$a=3.093$$

$$b=1.34W+0.677$$

$$=1.34 \times 0.5 + 0.677$$

$$=1.347$$

単位設計浸透量

$$Q=K_o \times K$$

$$Q=0.069 \times 3.8214 \\ = 0.2636$$

影響係数=0.81

$$Q=Q \times 0.81$$

$$=0.2636 \times 0.81$$

$$=0.2135 \text{ m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}$$

本体貯留量(管内容量)

$$Q=0.15 \times 0.15 \times 3.14 \div 4 \\ = 0.0176 \text{ m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}$$

空隙貯留量(碎石内)

$$Q=(0.50 \times 0.80 - 0.0176) \times 0.3 \\ = 0.1147 \text{ m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}$$

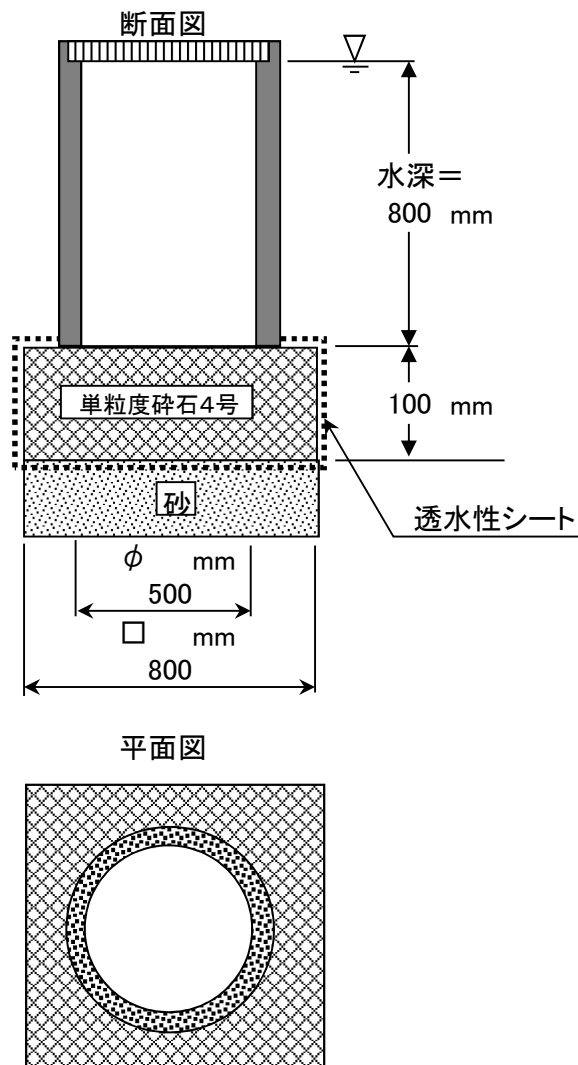
$$\text{合計} = 0.2135 + 0.0176 + 0.1147 \\ = \underline{0.345 \text{ m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}}$$

雨水浸透施設(丸柵、基礎四角)

※底面浸透

※雨水浸透施設技術指針(案)より

$H \leq 1.5m$



基準浸透量(Q)

$$K = a \cdot H + b$$

$$K = 1.2038 \times 0.90 + 1.4792$$

$$= 2.5626$$

単位設計浸透量

$$Q = K_o \times K$$

$$Q = 0.069 \times 2.5626$$

$$= 0.1768$$

影響係数=0.81

$$Q = Q \times 0.81$$

$$= 0.1768 \times 0.81$$

$$= 0.1432 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

本体貯留量₂

$$Q = 0.50 \times 3.14 \div 4 \times 0.80$$

$$= 0.1570 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

空隙貯留量(碎石内)

$$Q = 0.80 \times 0.80 \times 0.10 \times 0.3$$

$$= 0.0192 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

$$\text{合計} = 0.1432 + 0.157 + 0.0192$$

$$= \underline{0.310 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}}$$

$W \leq 1m$

$$a = 1.676W - 0.137$$

$$= 1.676 \times 0.800 - 0.137$$

$$= 1.2038$$

$$b = 1.496W^2 + 0.671W - 0.015$$

$$= 1.496 \times 0.800^2$$

$$+ 0.671 \times 0.800 - 0.015$$

$$= 1.4792$$

$1m < W \leq 10m$

$$a = -0.204W^2 + 3.166W - 1.936$$

$$= -0.204 \times 0.800^2 + 3.17 \times 0.800$$

$$- 1.936$$

$$= 0.4662$$

$$b = 1.3453W^2 \times 0.736W + 0.251$$

$$= 1.3453 \times 0.800^2 + 0.74 \times 0.800$$

$$+ 0.251$$

$$= 1.7007$$

雨水浸透施設(角枥、基礎四角) ※底面浸透

※雨水浸透施設技術指針(案)より

$$H \leq 1.5m$$

$$W \leq 1m$$

$$a = 1.676W - 0.137$$

$$= 1.676 \times 0.800 - 0.137$$

$$= 1.2038$$

$$b = 1.496W^2 + 0.671W - 0.015$$

$$= 1.496 \times 0.800^2$$

$$+ 0.671 \times 0.800 - 0.015$$

$$= 1.4792$$

$$1m < W \leq 10m$$

$$a = -0.204W^2 + 3.166W - 1.936$$

$$= -0.204 \times 0.800^2 + 3.166 \times 0.800 - 1.936$$

$$= 0.4662$$

$$b = 1.3453W^2 + 0.736W + 0.251$$

$$= 1.3453 \times 0.800^2 + 0.736 \times 0.800 + 0.251$$

$$= 1.7007$$

基準浸透量(Q)

$$K = a \cdot H + b$$

$$K = 1.2038 \times 0.900 + 1.4792$$

$$= 2.5626$$

単位設計浸透量

$$Q = K_o \times K$$

$$Q = 0.069 \times 2.5626$$

$$= 0.1768$$

影響係数=0.81

$$Q = Q \times 0.81$$

$$= 0.1768 \times 0.81$$

$$= 0.1432 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

本体貯留量

$$Q = 0.50 \times 0.50 \times 0.80$$

$$= 0.2000 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

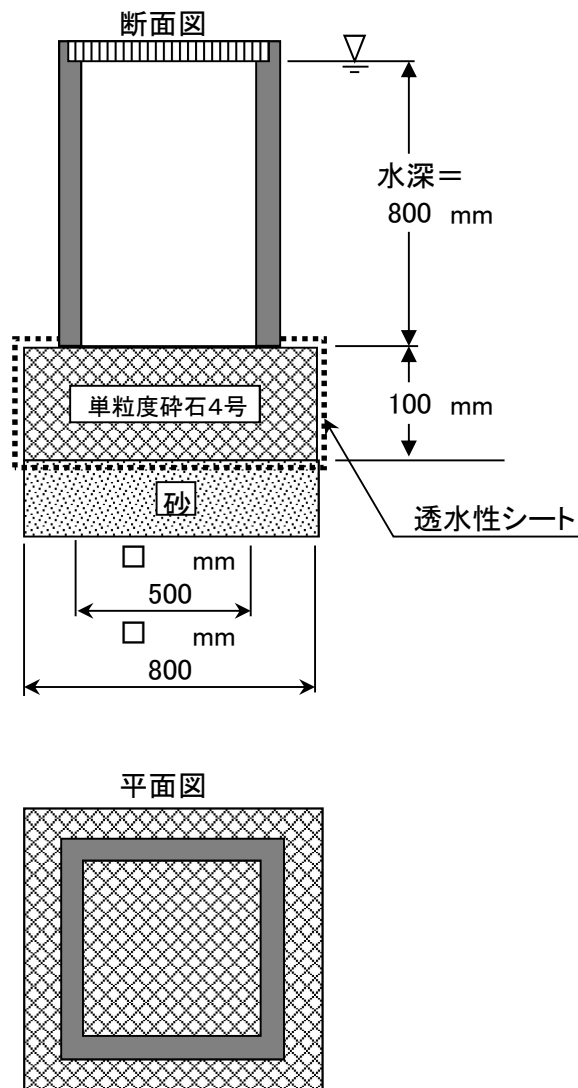
空隙貯留量(碎石内)

$$Q = 0.80 \times 0.80 \times 0.10 \times 0.3$$

$$= 0.0192 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

合計= 0.1432 + 0.2 + 0.0192

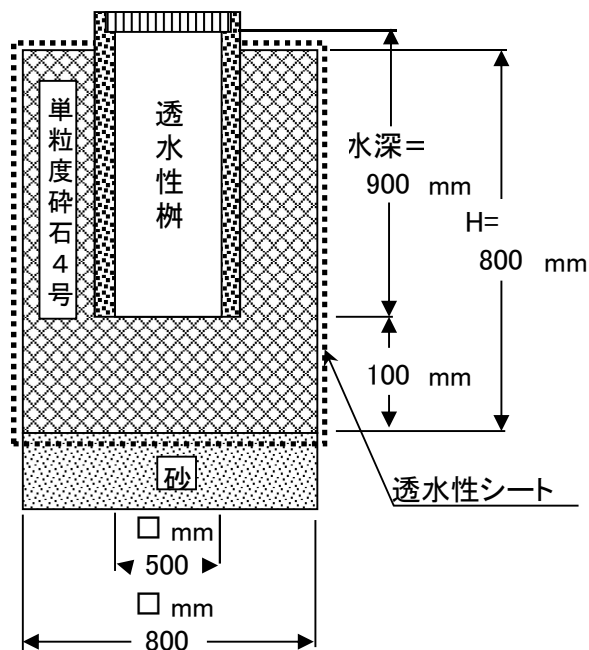
$$= \underline{0.362 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}}$$



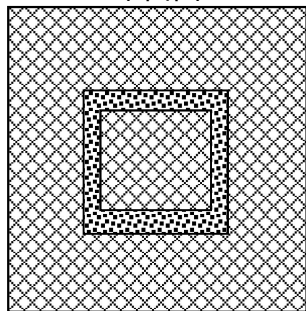
雨水浸透施設(角枥)

※側面および底面浸透

※雨水浸透施設技術指針(案)より



平面図



基準浸透量(Q)

$W \leq 1\text{m}$

$$K = a \cdot H^2 + b \cdot H + c$$

$$K = 1.0810 \times 0.80^2 + 7.0896 \times 0.80 + 2.0034$$

$$= 8.3669$$

$1\text{m} < W \leq 10\text{m}$

$$K = a \cdot H + b$$

$$K = 7.0942 \times 0.80 + 2.3111$$

$$= 7.9864$$

単位設計浸透量

$$Q = K_o \times K$$

$$Q = 0.069 \times 8.3669$$

$$= 0.5773$$

影響係数=0.81

$$Q = Q \times 0.81$$

$$= 0.5773 \times 0.81$$

$$= 0.46761 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

本体貯留量(管内容量)

$$Q = 0.5 \times 0.5 \times 0.9$$

$$= 0.2250 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

空隙貯留量(碎石内)

$$Q = (0.8 \times 0.8 \times 0.1 \times 0.3) + (0.8^2 - 0.5^2) \times 0.7 \times 0.3$$

$$= 0.1011 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}$$

$$\text{合計} = 0.46761 + 0.225 + 0.1011$$

$$= \underline{0.793 \text{ m}^3/\text{個} \cdot \text{hr}}$$

$W \leq 1\text{m}$

$$a = 0.120W + 0.985$$

$$= 0.12 \times 0.80 + 0.985$$

$$= 1.081$$

$$b = 7.837W + 0.820$$

$$= 7.837 \times 0.80 + 0.820$$

$$= 7.0896$$

$$c = 2.858W - 0.283$$

$$= 2.858 \times 0.80 - 0.283$$

$$= 2.0034$$

$1\text{m} < W \leq 10\text{m}$

$$a = -0.453W^2 + 8.289W + 0.753$$

$$= -0.453 \times 0.80^2 + 8.29 \times 0.80 + 0.75$$

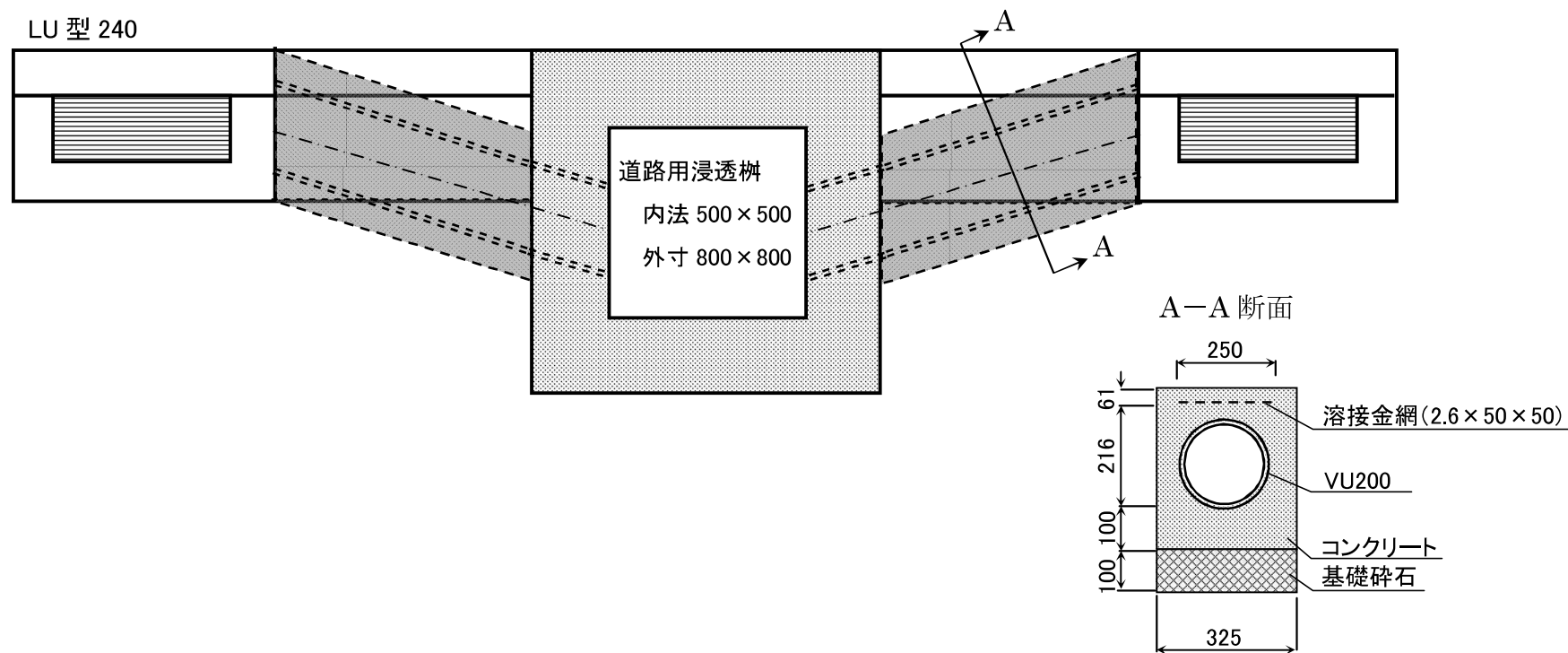
$$= 7.0942$$

$$b = 1.458W^2 + 1.27W + 0.362$$

$$= 1.458 \times 0.80^2 + 1.27 \times 0.80 + 0.36$$

$$= 2.3111$$

雨水枥と LU 側溝の接続について



雨水枥と LU 側溝の接続については、従前からの接続方法（雨水枥の側壁をボックス抜きする方法）では、将来天端部分が破損してしまう恐れがあった。

そこで、塩ビ管で接続し、その塩ビ管をコンクリート巻きすることで、破損等から守ることができる。ただし、塩ビ管と LU 側溝の接続部分に段差ができるため、管理用として集水孔（グレーチング孔）が必要となる。また、L 形と枥との擦り付けが難しく、L 形側に雨水が溜まりやすくなるのを、この集水孔が防いでくれる。

開 発 事 業 ・ 開 発 行 為 等 の 変 更 に 係 る 事 前 協 議 書

年 月 日

大 和 市 長 殿

開発（建築）行為申請者
住所 ○○市△△
氏名 □□□□不動産(株)
代表取締役 ○ ○ ○ ○
電話△△△△－△△△△－△△△△△

確 約 書

この度、下記における開発（建築）行為において、その販売または賃貸あるいは事業等に係る目的で、道路上に捨て看板や貼り札等を一切設置しないことを確約します。

なお、転売や名義変更等により所有者が変更となった場合、または物件の販売代理店にもこの趣旨を継承するものといたします。

- 1、開発（建築）場所 大和市 ○○○
2、開発（建築）代理人 住所 ○○市△△
氏名 □□□□不動産(株)
代表取締役 ○ ○ ○ ○
電話△△△△－△△△△－△△△△△
担当 ○○○○

年 月 日

大 和 市
街づくり施設部長 あて

□ 事 業 者 住 所 _____
又 は
□ 代 理 人 氏 名 _____

□次のとおり「大和市開発事業の手続及び基準に関する条例」第13条第2項の規定による確認を受けた開発事業において、次の事項に関し変更したいので、関係図書を添えて協議を申し出ます。

（ 第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第51条・第52条 ）

□次のとおり「都市計画法」第32条に係る同意・協議の内容を変更したいので、関係図書を添えて協議を申し出ます。

開発協議番号	開発協議番号 第 一 号 (適合通知日 平成 年 月 日)	
開発許可番号	大和市指令（開審）第 一 号 (平成 年 月 日)	
開発事業者 の住所氏名	住 所 ：	
	氏 名 ：	
開発事業区域の位置	大和市	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		
添付図面	【変更前後】※変更前、変更後の図面を添付すること ・公共施設新旧対照図 ☐ その他 ・土地利用計画図 ・排水計画平面図	

- (備 考) 1. 代理人がない場合は、開発事業者が記入して下さい。
2. 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。